

◎新潟県告示第1234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小沢(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
小沢(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢右支川(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢右支川(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢左支川地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
館之内沢北沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
柿沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
右館之内沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
左館之内沢地区	五泉市丸田	次の図のとおり	土石流
柿沢(1)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿沢(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿沢(3)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸田地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森林公園地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
館之内地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
館之内(2)地区	五泉市丸田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢口(2)地区	阿賀野市沢口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上一分地区	阿賀野市上一分	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹岡地区	阿賀野市笹岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古岐地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入の沢地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	土石流
小屋場川地区	東蒲原郡阿賀町古岐	次の図のとおり	土石流
奥田地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥田下沢地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	土石流
小野戸-1地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野戸-2地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津川10区、11区地区	東蒲原郡阿賀町津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小花地地区	東蒲原郡阿賀町小花地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中桑取(1)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中桑取(2)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

谷入川地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流
桑取川右支川地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流
後谷川(2)地区	上越市大字中桑取	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。）